

『水道加入金の減免等について（お知らせ）』

市では、水道普及率向上を目指し、新規水道加入者および口径変更(増径)の申込者の加入金の減免等申請期間を令和7年3月31日(西暦2025年3月31日)まで延長しました。

なお、減免措置の対象になる地域は小川地域、美野里地域です。(玉里地域は湖北水道企業団の区域となり対象となりません)

【減免の対象】新規水道加入者または既加入者で、(表1)、(表2)、(表3)に該当する方。

(表1)

給水管の口径	区分	申込時、自家水等の水源を使用している新規加入者(一般家庭用のみ)	左記以外の新規加入者(一般家庭用のみ)
13ミリメートル		99,000円→ 免除	99,000円→ 55,000円
20ミリメートル		154,000円→ 55,000円	154,000円→ 110,000円
25ミリメートル		220,000円→ 121,000円	220,000円→ 176,000円
30~75ミリメートル	(表2)の区分で減免		

- ①継続して3年以上使用する場合、加入金の額から**44,000円**を減免することを基本とします。
自家水等を使用している方が、小美玉市水道事業の上水道に切り替えることを目的として申込みを行う場合には、加入金の額から**99,000円**を減免します。
- ②減免対象とする用途種別は「一般家庭用のみ」となります。「一般家庭用」以外に該当する賃貸借物件・店舗・事務所等は(表2)の区分となり、(表1)での減免は対象となりません。

(表2)

給水管の口径	区分
13~75ミリメートル	(表1)の区分に該当しないもの【一般家庭用以外に該当する水道新規加入者および既水道加入者の口径変更(増径)など】 一律 11,000円 減免

- ①加入金の額から**11,000円**を減免することを基本とします。
- ②減免対象とする用途種別は(表1)の区分に該当しないものを対象とします。
- ③口径変更は、増径した時の加入金の差額から減免します。

(表3)

給水管の口径	区分
13~75ミリメートル	「小美玉市産業活動の活性化及び雇用機会の創出に関する条例」第4条及び同条例施行規則第8条に規定する課税免除を新たに適用された法人 一律 免除
増口径	差額分 免除

- ①(表2)の減免申請で減免を受けた後でも(表3)の申請は可能です。
- ②対象は、給水装置の新設等の工事を申請した新規水道加入者等に適用されます。
(表3に限り、水道加入金を納付後、課税免除決定通知書の写しを添付した減免申請書を(課税免除適用第1年度の交付を受けた日から翌第2年度末までに)提出してから水道加入金納付額の還付となります。)

【申込期限】 令和7年3月31日（西暦暦2025年3月31日）まで

※市の「指定給水装置工事事業者」を通して申し込みください。

※（表1）及び（表3）の減免等を受ける場合には、給水開始後継続して3年間は小美玉市水道事業の水道水の供給を受けなければなりません。所有権、使用者権等に移転したときも同様となります。これに反した場合は加入金減免額相当額を支払わなければなりません。（表2）の減免を受ける場合には適用されません。

【その他】 水道加入金等について 「小美玉市給水条例」より抜粋

①小美玉市の水道加入金額（消費税10%含）

口径	加入金(税込)	口径	加入金(税込)
13mm	99,000円	40mm	616,000円
20mm	154,000円	50mm	946,000円
25mm	220,000円	75mm	2,112,000円
30mm	341,000円		

②口径増径による水道加入金額

既存口径の加入金額と増径の加入金額との差額となります。

（例：13mmから20mmへ増径の場合 154,000円 - 99,000円 = 55,000円が納付額になります。）

③手数料について

水道加入の場合、以下の手数料の納付が必要になります。

- ・設計審査等手数料 量水器1個につき 2,000円
- ・道路占用申請手数料 国、県道の占用を要するもの【該当のみ】 1件につき 3,000円

<お問い合わせ先>

上下水道料金お客様サービスセンター ☎：36-8811(直通)

水道課 業務係 ☎：48-1111(内線6203, 6204)